

美深町移住体験実施要綱

(目的)

第1条 美深町移住促進事業の一環として、移住希望者が美深町(以下「町」という。)での生活を一定期間体験できる(以下「移住体験」という。)機会を提供し、町外からの移住を推進することにより人口の流入を促し、町の活性化を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 移住体験の事業主体は、美深町企業誘致・観光開発・移住対策推進協議会(以下「協議会」という。)が実施する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者とは、町への移住を希望する者のうち、協議会窓口を通じて移住しようとする者。ただし、転勤又は婚姻による転入者及び就業未経験者は除く。
- (2) 移住体験住宅とは、日常生活を営むための家具、電化製品などを備え、手軽に美深町での生活を体験できるための次の住宅。

短期体験住宅 通称「ちょっと暮らし住宅」は、美深町東3条南3丁目

中期体験住宅 通称「おためし暮らし住宅」は美深町字報徳81-2

(移住体験住宅等)

第4条 移住体験住宅および移住体験生活用具(以下「住宅等」という。)は、協議会が借り上げる美深町内の民間住宅、町営住宅及び生活用具(別表1)をいう。

(利用申請)

第5条 住宅の利用を希望する移住希望者(以下「利用者」という。)は、「美深町移住体験住宅等利用申請書」(様式第1号。以下「申請書」という。)を協議会長に提出しなければならない。

(許可)

第6条 協議会長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、「美深町移住体験住宅等利用許可書」(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付する。

2 協議会長は、前項の許可をする場合において、当該年度に2回以上の申請があったときは、利用後30日以上を隔てなければ許可することができない。

(契約)

第7条 許可書の交付を受けた利用者は、「美深町移住体験住宅等利用契約書」(様式第3号。以下「契約書」という。)により協議会と締結し、住宅等を利用できるものとする。

2 前項の規定により契約を締結した場合は、契約の更新がないことを「美深町移住体験住宅等利用契約についての説明」(様式第4号)により行うものとする。

(利用期間)

第8条 住宅等の利用期間は、短期体験住宅で7日間以上30日間以内、中期体験住宅で31日間以上90日以内とし、前条に規定する契約書において定める。

(利用料)

第9条 住宅等の利用料は、別表2のとおりとする。

- 2 利用者は前項の利用料を契約と同時に協議会に納めなければならない。
- 3 第1項の利用料には、住宅の利用料金及び電気料金、放送受信料(いづれも消費税含む)を含むものとし、これ以外の移住体験にかかる光熱水費(ガス代、上・下水道料等)、暖房用燃料代、飲食費、日常生活にかかる消耗品、交通費等は含まず利用者の負担とする。
- 4 利用者は、移住体験で使用したシーツ、布団カバー、枕カバーは、協議会が指定するクリーニング店に持ち込み、代金を負担するものとする。
- 5 第2項により前納した利用料は、これを還付しない。ただし、協議会長が特に必要と認めた場合、その全部又は一部を還付することができる。
- 6 前項の規定により利用料を還付する場合及び還付割合は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 天災事変、利用者又はその親族の疾病、その他利用者の責めに帰することができない理由により利用できなくなった場合は、既に納付した利用料から利用した日数分の料金を差し引いた差額の100分の100
 - (2) その他止むを得ない事由により協議会長が特に認めた場合は、既に納付した利用料から利用した日数分の料金を差し引いた差額の100分の80

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、前条第1項に定めた利用料を納めた後に、協議会長から住宅の鍵を受け取り、住宅の利用ができるものとする。この場合、利用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守や就寝時に施錠するなど住宅を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに協議会長にその旨を報告すること。
- (2) 火気の取扱に注意するとともに水道凍結防止に配慮すること及び備付けの生活用具類を適切に取り扱うこと。
- (3) 利用者は、住宅周辺の除草や除雪を適宜に行い、周辺環境の整備をすること。
- (4) ごみは、本町の定めに基づき適切に排出すること。
- (5) 利用者は、住宅等の利用期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を協議会長に返却すること。
- (6) その他、住宅等の利用に関し協議会長が必要と認める事項。

(制限される行為)

第11条 利用者は、住宅等において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 就業すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (5) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (7) 近隣住民に迷惑を及ぼす行為をすること。

(8) 住宅等の全部又は一部を転貸、又は権利を譲渡すること。

(9) その他住宅等の借用にふさわしくない行為をすること。

(利用許可の取り消し)

第 1 2 条 協議会長は、利用者に第 10 条及び前条の規定に違反する行為があったと認めるときは第 5 条の規定による利用許可を取り消すことができる。

2 前項の規定より取り消しをした場合は、第 9 条第 5 項第 2 項に定める還付割合を準用する。

(明渡し)

第 1 3 条 利用者は、利用期間が終了する日まで、もしくは、第 11 条の規定に基づき利用許可が解除された場合にあっては、直ちに住宅から退去しなければならない。この場合において利用者は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 利用者は、前項前段による退去をするときには、退去日当日の午後 3 時までに、協議会立会いのもと住宅の明け渡しを行わなければならない。

3 協議会長は、第 1 項後段の規定に基づき利用者が行う原状回復の内容及び方法について利用者と協議するものとする。

(立入り)

第 1 4 条 協議会長は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全その他の住宅の管理上特に必要があるときは、利用者の許可なく住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第 1 5 条 利用者は、故意又は過失により住宅等を破損、汚損及び滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、止むを得ない事由により、協議会長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項前段の規定による住宅等を破損、汚損、滅失したときは、直ちに協議会長に報告しなければならない。

(事故免責)

第 1 6 条 住宅等が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、協議会はその責任を負わないものとする。

(その他)

第 1 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会長が別に定める。

附 則

美深町ちょっと暮らし実施要綱は平成 2 3 年 9 月 3 0 日廃止する。

この要綱は平成 2 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

別表1 生活用具

別表2

住宅種別	名称・住所・広さ	利用日数	利用料	備考
短期	ちょっと暮らし住宅 美深町東3条南3丁目 木造2階建て3LDK	7日間以上13日間まで	15,000円	利用料には電気料、放送 受信料を含み、これ以外 の費用は、利用者の自己 負担とする。
		14日間以上20日間まで	20,000円	
		21日間以上27日間まで	25,000円	
		28日間以上30日間まで	30,000円	
中期	おためし暮らし住宅 美深町字報徳81-2 木造平屋建て2DK	31日間以上40日間まで	40,000円	
		41日間以上50日間まで	50,000円	
		51日間以上70日間まで	60,000円	
		71日間以上90日間まで	70,000円	